

会

報

社団法人 日本病理学会
 〒113-0033
 東京都文京区本郷2-40-9
 ニュー赤門ビル4F
 TEL: 03-5684-6886
 FAX: 03-5684-6936
 E-mail: jsp@ma.kcom.ne.jp
 http://jsp.umin.ac.jp/

社団法人日本病理学会

第199号

平成16年(2004年)8月刊

1. 第52回(平成18年度)秋期学術集会世話人ならびに 第96回(平成19年度)学術集会会長の公募について

社団法人日本病理学会は、第52回(平成18年度)秋期学術集会世話人並びに第96回(平成19年度)学術集会会長を以下のとおり募集いたします。

学術評議員各位

平成16年8月

社団法人 日本病理学会

理事長 森 茂郎

日本病理学会秋期学術集会(いわゆる秋期特別総会)の世話人並びに学術集会(いわゆる春期総会)の会長は、定款施行細則の定めるところにより、いずれも理事会が選考し、総会において決定しています。

各学術集会の運営にあたっては、裁量の範囲がかなりあることもあり、世話人または会長のになう役割が非常に大きいのが実状で、相当の負担がかかるともいえる状況にあります。そこで日本病理学会理事会は、各学術集会がよい形で運営されるためには世話人または会長の意欲・考え方が重要であるとの考えのもとに、その選考を自薦に基づく公募制にしています。

つきましては、第52回(平成18年度)秋期学術集会世話人または第96回(平成19年度)学術集会会長に応募される会員は、下記の要領により日本病理学会事務局までその書面をお届けくださるようお願いいたします。

なお、学術集会会長は、前回までは2年前の冬に公募し、2月の理事会で候補を決め、4月の総会で決定していましたが、大きな会場の確保等のことから近年では2年前では最適な会場をおさえるには遅いという事態が生じていました。このことから理事会では、決定の時期を早めることとしたために、この時期の公募となりましたのでご了承ください。

応募要領

1. 応募は自薦であること。
2. 応募者は、第52回秋期特別総会世話人の場合は平成18年11月1日に、また、第96回総会会長の場合は平成19年4月1日にそれぞれ満65歳以下の日本病

理学会学術評議員であること。

3. 応募者は、所定の用紙に学術集会に対する考え方、学術集会の具体的な実行計画、日本病理学会及び関連学会において近年に行った主要な学術活動等を記載すること。
4. 締切りは、平成16年10月30日までとすること。
 なお、所定用紙の交付または本件についての質問がありましたら、日本病理学会事務局まで問い合わせてください。

2. 通年の各種公募事業計画一覧について

日本病理学会が毎年行っている各種公募事業は、次頁の一覧表のとおりですので参考にしてください。なお、詳しい募集要項等は、従来どおり時期をみて掲載いたします。

3. 病理専門医資格の更新について

(社)日本病理学会病理専門医資格更新の本年度該当者には、学会事務局より必要書類が送付されます。本年度該当者は、第2回(1980年)認定登録者ならびに第2回(1984年)、第7回(1989年)、第12回(1994年)及び第17回(1999年)試験合格者になります。

また、上記以外で更新の手続きが遅れていた方で本年度に更新ができる準備が整った方は、事務局までご一報ください。必要書類を送付致します。

資格更新希望者は、平成16年10月31日までの間に所定の手続をおとりください。

4. 口腔病理専門医資格の更新について

(社)日本病理学会口腔病理専門医資格更新の本年度該当者には、学会事務局より必要書類が送付されます。本年度該当者は、第2回(1990年)認定登録者ならびに第2回(1994年)、第7回(1999年)試験合格者になります。

また、上記以外で更新の手続きが遅れていた方で本年度に更新ができる準備が整った方は、事務局までご一報ください。必要書類を送付致します。

資格更新希望者は、平成16年10月31日までの間に所定の手続をおとりください。

(社) 日本病理学会各種公募事業計画一覧表 (通年) 広報委員会

事業名	領 域	担 当	公募・(決定)の時期	事業の趣旨, 応募資格等
学術関係	次々期年度 宿題報告	学術委員会	7月～9月末 (11月理事会)	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨 国内外からの評価を受けている業績で, 体系として受けとれる報告。3名 資格 学術評議員 規定 学術委員会内規第2項及び宿題報告選考要領
同	次期年度 A 演説	同	11月～1月末 (2月理事会)	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨 原則として国内での優れた研究発表 資格 会員 (学術評議員の推薦) 規定 学術委員会内規第2項
同	次期年度 B 演説	同	11月～1月末 (2月理事会)	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨 優れた症例報告または症例の蓄積による解析発表 資格 会員 (学術評議員の推薦) 規定 学術委員会内規第2項
同	当該年度 学術奨励賞	学術奨励賞 選考委員会	11月～1月末 (2月理事会)	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨 病理学領域において特に優れた学術研究・病理業務に関連した事業に特に貢献。若干名 (5名程度), 賞状・副賞 資格 年度末段階で40歳以下の会員 規定 学術委員会内規第2項及び学術奨励賞制定内規
同	次々期年度 秋期学術集会 世話人	理事会	8月～10月末 (秋期総会)	<ul style="list-style-type: none"> 資格 開催時に65歳以下の学術評議員 規定 定款施行細則第5章
同	次々々期年度 学術集会会長	同	8月～10月末 (秋期総会)	<ul style="list-style-type: none"> 資格 開催時に65歳以下の学術評議員 規定 定款施行細則第5章
国際交流 関 係	当該年度 会員海外 派遣事業	国際交流 委員会	7月～9月末 (11月理事会)	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨 病理学に関する海外の研究, 教育, 診療, 施設設備全般の事情視察 資格 学術評議員 規定 国際交流委員会内規第2項
同	次年度 海外会員 招聘事業	同	7月～9月末 (11月理事会)	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨 次年度中に海外病理学会会員を招聘, 1名20～30万円, 2～3名 規定 国際交流委員会内規第2項
同	当該年度 会員海外参加 支援事業	同	随 時 (前期: 11月 理事会, 後期: 4月 理事会)	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨 海外学会での研究発表, 前期 (4月～9月), 後期 (10月～3月) 分で決定, 年間10名, 1件10万円 資格 応募時に40歳未満の会員 (学術評議員の推薦) 規定 国際交流委員会内規第2項

注) 年度によって変更することもある。

(平成16年8月現在)

5. 第22回病理専門医試験について

本年度の病理専門医試験は, 7月24日 (土), 7月25日 (日) に名古屋大学にて実施された。

72名が受験して, 61名が合格した (合格率84.7%)。合格者氏名ならびに病理専門医登録番号は, 次のとおりである (登録年月日: 平成16年8月2日)。

平成16年度病理専門医合格者氏名

登録番号 氏 名

2447 古賀 孝臣	2452 大城 久
2448 安岡 弘直	2453 蕨 雅大
2449 小谷 泰一	2454 吉田 功
2450 高桑 康成	2455 鈴木 周五
2451 西宇美恵子	2456 櫻田 潤子

2457 林 紀乃	2471 榊原 綾子
2458 岡田 勝治	2472 近藤 哲夫
2459 塩沢 英輔	2473 桃崎 征也
2460 藤野 節	2474 恩田 宗彦
2461 近藤 武史	2475 丹羽 秀樹
2462 堀口 英久	2476 小林 大輔
2463 片山 雅貴	2477 遠藤 秀子
2464 下山 芳江	2478 山元 英崇
2465 内山 明央	2479 倉林 睦
2466 泉 浩	2480 熊木 伸枝
2467 原 重雄	2481 辻端亜紀彦
2468 吉田 康之	2482 岡 一雅
2469 内田 智久	2483 卜部 省悟
2470 久野 壽也	2484 小沢 広明

2485	中守 真理	2497	関戸 康友
2486	小原 一葉	2498	河内 洋
2487	金城 貴夫	2499	小林 計太
2488	松城 尚憲	2500	安川 覚
2489	北村 博司	2501	松本 晃一
2490	木下英理子	2502	鈴木 昭
2491	相田 久美	2503	小峯 多雅
2492	小塚 祐司	2504	大西 隆仁
2493	橘 充弘	2505	中澤 匡男
2494	高桑 徹也	2506	本庄 原
2495	相島 慎一	2507	石澤 圭介
2496	長田 宏巳		

また、病理専門医試験実施委員会の委員構成は以下のとおりである。

第22回(平成16年度)(11名)

病理専門医試験実施委員会

白石泰三(委員長), 堀部良宗, 稲垣 宏, 石原明德,
伊藤雅文, 溝口良順, 村田哲也, 小野謙三, 都築豊徳,
谷田部恭, 横井豊治

6. 第12回口腔病理専門医試験について

本年度の口腔病理専門医試験は、第22回病理専門医試験と同日、同会場で行われた。

6名が受験して、全員が合格した。合格者氏名ならびに口腔病理専門医登録番号は、次のとおりである(登録年月日:平成16年7月27日)。

平成16年度口腔病理専門医合格者氏名

口腔認定番号	氏名		
122	君 賢司	125	長塚 仁
123	長谷川直樹	126	柳下 寿郎
124	田沼 順一	127	森 泰昌

また、口腔病理専門医試験実施委員会の委員構成は以下のとおりである。

第12回(平成16年度)(3名)

平成16年試験実施委員

口腔病理専門医試験実施委員会

高田 隆(委員長), 長谷川博雅, 前田初彦

7. 病理専門医制度の変更について

病理専門医制度運営委員会(長村義之委員長)では、「専門医」に対する社会的要請ならびに平成16年度新医師臨床研修制度が始まったこと等に応えるため、病理専門医制度の整備検討を行ってきた。この中ですでにご案内のとおり、病理専門医の認定出願資格については、昨秋及び今春の総会においてその根幹となる規定の変更を行いました。

本委員会では、病理専門医研修カリキュラム(目標、方

略、評価)を作成中であるが、第50回日本病理学会秋期特別総会時の理事会に提出し、それを基にして病理研修に係る細則を定める予定である。

ここでは、若手病理医の育成において、会員の充分な理解を得るために病理研修に係る規定の変更部分を抽出し列記する。周知をお願いしたい。

(1) 平成17年度医籍新規登録者

① 平成17年～18年度;2年の臨床研修修了のこと。(下記,2の(2)の(二)を参照)

② 平成19年～22年度(平成23年3月31日まで);4年の病理研修修了のこと。(下記,2の(2)の(ホ)を参照)

③ これから規定される病理専門医制度規程2の(2)の(ホ)による細則の定めをクリアーしていること。

④ 平成23年度(平成23年4月1日～)から受験可能。

○病理専門医制度規程(抄)(16.6.10)を参照のこと

病理専門医制度規程(抄)(平成16年6月10日改正)

1. 目的

現代の医療における病理学の重要性にかんがみ、日本病理学会病理専門医の制度を設ける。この制度は、能力の優れた専門の病理医を認定することにより、わが国の医療の内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて病理学の進歩に資することを目的とする。

2. 認定の方法

(1) この制度により病理専門医の認定を受けようとする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。

(2) 認定出願の資格は、次のとおりとする。

(イ) 日本国の医師免許を取得していること

(ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること

(ハ) 出願時3年以上継続して日本病理学会会員であること

(ニ) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定)を修了していること

(ホ) 上記(ニ)の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において、4年以上人体病理学を実践した経験を有していること。また、その期間中に病理診断に関わる研修を修了していることとし、その細則は別に定める。なお、法医学での研修期間は、2年(法医学専攻の大学院修

了者)までを充当することができる。

- (へ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が3編以上あること
- (ト) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること
- (チ) 人体病理業務に専任していること
- (3) 資格審査は、出願者が提出した書類により病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。
- (4) 試験は、病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は、資格試験とし、筆記試験および実地試験を課する。
- (5) 資格審査および試験についての細則は、別に定める。
- (6) 既に認定された病理医については、資格取得後5年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。
- (7) 病理専門医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。

【以下省略】

【付則を追加】

附 則

1. この内規は、平成16年6月10日から施行する。
ただし、2(2)(ホ)は、平成17年度医籍新規登録者から適用する。

- (2) それ以前の医籍登録者(従前の病理専門医制度規程を適用)。
 - ① 5年の病理研修修了のこと。ただし、このうち最高1年までを厚生労働大臣の指定する臨床研修病院における臨床研修をもって充てることができること。
 - ② 従前の病理専門医制度規程2の(2)の(ホ)による定め(後段の斜体文字(a)～(d)を含む)をクリアしていること。
 - ③ 以上で受験可能。

○病理専門医制度規程(抄)(平成16年6月10日改正)

病理専門医制度規程(抄)(平成15年11月20日改正)

1. 目 的【省略】

2. 認定の方法

- (1)～(2)(ハ)まで【省略: 変わらず】
- (ニ) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定)を修了していること
- (ホ) 日本病理学会の認定する研修施設において5年

以上人体病理学を実践した経験を持ち、その期間中に次の各項の研修を修了していること。ただし、5年の実践期間のうち最高1年までを、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修(臨床検査医学研修を含む)をもって充当すること、また、法医学での研修期間は、2年(法医学専攻の大学院修了者)までを充当することができる。

- (a) いちじるしく片寄らない症例についてみずからの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附したものの50例以上を経験していること
- (b) いちじるしく片寄らない症例についてみずから病理組織学的診断を附した生検(外科切除標本を含む)5,000例(50例の迅速診断を含む)以上を経験していること
- (c) 日本病理学会、国際病理アカデミー日本支部、あるいは日本病理医協会(支部を含む)等の主催する病理組織診断に関する講習を受講していること
- (d) 日本病理学会あるいは日本病理医協会等の主催する細胞診に関する講習を受講し、細胞検査士を指導し的確な診断をするに十分な細胞診の知識と経験を有してしていること

(へ) 【以下省略】

【付則を追加】

附 則

1. この内規は、平成15年11月20日から施行する。
ただし、2(2)(ニ)の臨床研修終了は、平成17年度医籍新規登録者から適用する。

8. 各種委員会の委員構成(平成16年8月現在)

委員の一部に交替があり、委員会の構成は以下のとおりとなった。常置委員会(12)の委員構成については、会報第198号(平成16年7月刊)に掲載済みです。

- 1-1. 企画委員会(坂本穆彦委員長) 既報
- 1-2. 病理専門医の職能に関する小委員会
堤 寛(委員長)、蒲池綾子、今村正克、森谷卓也、村田哲也、二階堂孝、大林千穂、吉野 正、坂本穆彦
- 1-3. 病理検査技師との関係に関する小委員会
中島 孝(委員長)、水口國雄、村田哲也、小野謙三、太田浩良、横井豊治、佐藤雄一、梅宮敏文、徳永英博
- 4-1. 学術委員会(岡田保典委員長) 既報
- 4-2. 学術奨励賞選考委員会
未 定(委員長)、岡田保典、長村義之、

- 恒吉正澄, 青笹克之, 林 良夫, 樋野興夫,
坂本穆彦, 堤 寛, 安井 弥
- 6-1. 編集委員会 (岡田保典委員長) 既報
- 6-2. P・I 常任刊行委員会
向井 清 (委員長), 秋山 太, 藤本純一郎,
原田孝之, 廣瀬隆則, 今北正美, 井内康輝,
石田 剛, 石倉 浩, 岩崎 宏, 城 謙輔,
前田 盛, 森永正二郎, 中里洋一, 野口雅之,
落合淳志, 岡田保典, 岡安 勲, 坂元亨宇,
笹野公伸, 佐藤雄一, 清水道生, 白井智之,
高橋雅英, 堤 雅弘, 堤 寛, 横山繁生,
吉野 正
- 6-3. 剖検情報委員会
根本則道(委員長), 藤原 恵, 市原 周, 楠美嘉晃
- 7-1. 病理専門医制度運営委員会 (長村義之委員長) 既報
- 7-2. 病理専門医試験委員会
黒田 誠 (委員長), 清水道生, 服部隆則,
高見 剛, 船田信頭, 仁木利郎, 鬼島 宏,
松本俊治
- 7-3. 病理専門医資格審査委員会
下田忠和 (委員長), 森永正二郎, 味岡洋一,
船田信頭, 仁木利郎, 吉野 正
- 7-4. 病理専門医施設審査委員会
橋本 洋 (委員長), 石黒信吾, 川野 潔,
倉持 茂, 本山悌一, 白石泰三
- 7-5. 診断病理編集委員会
坂本穆彦 (委員長), 泉 美貴 (副), 二階堂孝
(副), 蛇沢 晶(副), 小松明男(副), 若林淳一,
阿部正文, 船田信頭, 白石泰三, 小西 登,
吉野 正, 横山繁生 (以上支部学術委員)
- 7-6. 病理専門医部会報編集委員会
清水道生 (委員長), 堤 寛 (副), 望月 眞
(副), 三代川齊之, 岩間憲行, 落合淳志,
全 陽, 富田裕彦, 石黒公雄, 小田義直
- 8-1. 医療業務委員会 (黒田 誠委員長) 既報
- 8-2. コンサルテーション小委員会
石倉 浩 (委員長), 森永正二郎, 手島伸一,
加藤良平, 松野吉宏, 田中祐吉
- 8-3. 社会保険小委員会
水口國雄 (委員長), 斎藤 澄, 藤岡保範,
- 北村 均, 森 吉臣, 小俣好作, 方山揚誠,
林徳真吉, 藤原睦憲, 佐々木毅, 原 正道
- 8-4. 精度管理小委員会
廣川満良 (委員長), 石原明德, 河口幸博,
大林千穂, 加島健司, 湊 宏
- 8-5. 剖検・病理技術小委員会
谷山清己 (委員長), 安達博信, 万代光一,
西村理恵子, 佐藤 明, 江澤英史
- 8-6. 遠隔診断・病病情報委員会
井藤久雄 (委員長), 澤井高志, 白石泰三,
土橋康成
- 8-7. 癌取扱い規約小委員会
坂本穆彦 (委員長), 伊藤以知郎, 森永正二郎
- 9-1. 口腔病理専門医制度運営委員会 (林 良夫委員長)
既報
- 9-2. 口腔病理専門医試験委員会
山本浩嗣 (委員長), 小宮山一雄, 武田泰典,
岡田憲彦, 高田 隆
- 9-3. 口腔病理専門医資格審査委員会
朔 敬 (委員長), 高田 隆
9. 倫理委員会
井藤久雄 (委員長), 岡崎悦夫, 斎藤 建, 武村民子,
堤 寛, 増井 徹(外部委員), 中島みち(外部委員),
宇都木伸 (外部委員)
10. リスクマネジメント委員会
井内康輝(委員長), 野々村昭孝, 長村義之, 坂本穆彦,
児玉安司 (外部委員)

お知らせ

1. 風戸研究奨励金及び風戸奨励賞の公募について

申込み締切り：平成16年12月31日

連絡先：(財)風戸研究奨励会 事務局

〒196-8558 昭島市武蔵野3-1-2

日本電子(株)内

TEL 042-542-2106 FAX 042-546-3353

日本病理学会認定病院の認定申請（新規）について

第27回（平成16年）の認定審査のための認定申請を下記のとおり受け付けますので、ご通知申し上げます。

記

1. 申請受付期間 平成16年10月1日より平成16年10月31日まで
2. 申請に必要な書類
日本病理学会認定病院認定申請書 1通
認定病院認定申請書資料（付．記入要領） 1通
3. 申請に必要な書類の請求・送付先
〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-9 ニュー赤門ビル4F
社団法人日本病理学会事務局 TEL：03-5684-6886
FAX：03-5684-6936
E-mail：jsp@ma.kcom.ne.jp

日本病理学会登録施設確認申請（新規）について

このたび第27回（平成16年）の登録施設確認を行うにあたり、下記により確認申請を受け付けますのでご通知申し上げます。

記

1. 申請受付期間 平成16年10月1日より平成16年10月31日まで
2. 申請に必要な書類
イ) 日本病理学会登録施設確認申請書 1通
ロ) 日本病理学会登録施設被登録承諾書 1通
ハ) 登録施設確認申請書資料（付．記入要領） 1通
注意 イ) は既に研修施設として認定されている大学の病理学講座または認定病院より申請して下さい。
ロ) はこれから登録を受けようとする病院より提出して下さい。
ハ) はこれから登録を受けようとする病院の専任または非専任の病理医が記入することが望まれます。
3. 申請に必要な書類の請求・送付先
〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-9 ニュー赤門ビル4F
社団法人日本病理学会事務局 TEL：03-5684-6886
FAX：03-5684-6936
E-mail：jsp@ma.kcom.ne.jp